

平成 29 年度第 3 回加古川市子ども・子育て会議 議事要旨

日 時	平成 29 年 12 月 25 日（月） 14 時 00 分から 14 時 45 分
場 所	加古川市役所 新館 10 階 大会議室
出席委員	木村委員、小泉委員、下村委員、杣山委員、田口委員、玉田委員、藤池委員 藤木委員、三柴委員、吉田委員、譯樋委員
会議次第	1. 開会 2. 議事 （1）会長・副会長の選出について （2）特定教育・保育施設等の利用定員の設定について 3. その他 4. 閉会
配付資料	資料 1：平成 29 年度第 3 回加古川市子ども・子育て会議 座席図 資料 2：加古川市子ども・子育て会議 委員名簿 資料 3：利用定員の設定について 資料 4：《参考》利用定員の変更について 資料 5：加古川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 利用定員一覧表 （平成 30 年 4 月 1 日予定）

議事要旨

1. 開会	
2. 議事	（1）会長・副会長の選出について 委員の互選により、会長に杣山委員、副会長に下村委員を選出
事務局	（2）特定教育・保育施設等の利用定員の設定について 特定教育・保育施設等の利用定員の設定について資料 3 から資料 5 により説明
委員	（意見等なし）

3. その他 委員	子育てプラザを利用している保護者から、保育園や認定こども園の入所申込みに関する質問が多く、その際には、幼児保育課に設置されている保育コンシェルジュ（相談窓口）を案内する。保育コンシェルジュに関するチラシ等があれば、もう少し具体的に、保護者に紹介することができるが、行政側で何か対応していただくことは可能か。
事務局	保育コンシェルジュには、保育所等の申込みや保育料に関すること等、年間約 2,000 件の問合せがあり、専門員が対応しているところである。現在、保育コンシェルジュに関するチラシは作成していないが、保育コンシェルジュを広くPRすることも踏まえ、チラシを作成する等、検討していきたい。
委員	平成 30 年度当初の、昨年度と比較した保育所等への入所申込みの状況や、待機児童数の見込みについて、可能な範囲で教えていただきたい。
事務局	1 次募集は 11 月 17 日まで実施しており、現在、平成 30 年度当初の入所調整を進めている。市全体における申込者数は、昨年度よりも少し増えている状況である。なお、区域 A への申込みが集中しているが、区域 B や区域 C においては、定員に達していない園があるといった状況である。 待機児童数の見込みについては、現在、2 次募集を実施しているところである。2 次募集の結果を踏まえながら、保護者の方へ個別に各園の状況を情報提供し、一人でも多くの子どもが入園できるよう、取組を進める予定としている。
委員	幼稚園や保育園の申込時は、入園前に園生活を見学し、園の雰囲気を知ることができた。一方、児童クラブの申込時は、児童クラブの見学方法が分からなかったため、パンフレットに記載のある利用規約や利用料金等の情報が得ることができなかった。この点において、幼稚園、保育園と児童クラブとの違いを感じる。 また、児童クラブの申込条件に関しては、家や近所に祖父母が生活している場合、祖父母の勤務証明書や病院の診断書を提出しなければ、祖父母の年齢に関係なく、一切児童クラブを利用できないと聞いたことがある。これだけ申込条件が厳しいと、祖父母のライフスタイルをも変えてしまうことになるか。また、幼稚園や保育園の時に利用していた一時預かりといった制度もないので、児童クラブを利用しない子どもの放課後の安全面が確保されていないのではないか。この点においても、幼稚園、保育園と児童クラブとの違いを感じている。

事務局	児童クラブを見学いただくことは可能であるが、各クラブにおいて、宿題や外遊び等、スケジュールに沿った活動が設けられており、見学が難しい時間帯もある。見学希望がある場合は、事前に事務局（社会教育・スポーツ振興課）に相談いただければ、各クラブの支援員と調整をし、見学できる日をお伝えする。 児童クラブの申込条件について、家や近所に祖父母が生活している場合、必ず申込みができない訳ではない。祖父母と同居されている方で、勤務やその他の事情においてお孫さんを見ることができない場合に、勤務証明書や診断書の提出を求めているところである。祖父母が近所にお住まいの場合は、そのような条件はない。 祖父母の年齢について、保育所等への申込みの場合は、65歳を超えると証明書の提出は不要であるが、65歳を超えても元気でお孫さんの様子を見ていただいている方もいらっしゃるので、児童クラブは祖父母の年齢制限を設けていない。児童クラブを利用するために、ライフスタイルを変えることは市としても求めておらず、どのような理由で祖父母がお孫さんの保育ができないのかを窓口で確認をしながら、申込みの手続きを進めているところである。
委員	前回の会議で、実施予定との報告があった、加古川市子ども・子育て支援事業計画～中間年の見直し～（素案）に関するパブリックコメントについて、結果を教えていただけないか。
事務局	パブリックコメントについては、12月21日まで募集をしており、現在、寄せられたご意見等の内容や件数のとりまとめ作業を進めているところである。なお、平成30年1月下旬頃に、市のホームページにご意見等の内容とご意見に対する市の考え方を掲載し、また、次回開催予定の子ども・子育て会議において、実施結果を紹介する予定としている。
委員	児童クラブの年末年始の閉所日について、今年は、12月28日から1月5日までとなっている。多くの会社は、年末年始の休みが12月29日から1月3日までとなっており、子どもを預けられる場所がなく、お困りの保護者がいると思う。児童クラブの先生の勤務体制を考えると、仕方ないかもしれないが、一部のクラブで実施されている土曜日児童クラブのように、一時的に利用できる場所があれば助かる保護者も多いと思うが、検討していただけないか。
事務局	児童クラブの開所日については、県下の自治体で異なり、12月28日から休みとなる自治体は少ないのが現状である。一方で、加古川市ではお盆を閉所日に設定しておらず、他の自治体と異なった運営をしている。児童クラブは、働いている保護者の子どもが多く利用していることや、開所日等の設定

委員	について他の保護者からのご意見をいただいていることを踏まえ、今後の運営方法について検討を進めていきたい。 各法人園において、認定こども園の1号認定児の待機児童が増えている状況である。今回の中間年の見直しにより、量の見込みの計画値が見直されているが、今後、提供体制を確保するために、どのような取組を進めていく予定であるのか。
事務局	この度、中間年において見直した事業計画は、平成31年度までの計画となっている。国が示した計画の見直しの考え方は、教育・保育の申込実績を踏まえ、量の見込みを適正な数値とすることである。1号認定については、計画策定時の数値と申込実績に大きな離れがあり、申込実績に加え、現在受け入れていない、公立幼稚園での3歳児の潜在的なニーズを上乗せした数値に見直しているところである。平成31年度までは、今回見直しをした数値により、提供体制の確保を目指しており、具体的な取組については、平成30年4月の待機児童の状況次第であるが、事業者の方々と協議していきたいと考えている。 なお、平成32年度以降の新たな計画については、待機児童の状況や提供体制の確保状況を踏まえながら、策定していきたいと考えている。
委員	児童クラブの申込みについて、祖父母が同居しており、申込書と併せて勤務証明や病院の診断書を提出できないため、受け付けてもらえず、門前払いの状態だった、と聞いたことがある。祖父母が販売目的ではなく、小規模な農業をしているといったケースである。保育所は祖父母の年齢制限があるにもかかわらず、児童クラブには年齢制限が設けられておらず、ライフスタイルを変えないと利用できない状況である。先ほど、事務局がライフスタイルの変化を求めているとおっしゃったが、現実とはかい離があるのではと感じている。
事務局	祖父母と同居しており、申込書と併せて勤務証明や病院の診断書を提出できない場合、ご自宅で児童を保護することができない理由を示した「申立書」を提出いただくことにより対応しているケースもある。また、保育所と児童クラブの年齢制限の有無について、保護者の負担の増加や申込時の混乱を招いていることを踏まえ、今後の児童クラブの申込み等について、検討を進めていきたいと考えている。
4. 閉会	